

午前 10 時 開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 審査に当たっては、お手元の審査区分表に従い進めてまいります。

審査方法ですが、一問一答方式で行うことを基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行いますので、よろしく申し上げます。

執行部をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れののないよう御答弁ください。

また、会議規則を改正いたしましたので、本会議同様に委員会においても執行部の反問権を許します。なお、反問する場合は、これから反問したい旨を明確に委員長に発言し、委員長の許可を得てください。反問を終えたときにもその旨を明確に委員長に示してください。

委員長よりお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定をしてください。その他電子機器の持ち込みは禁止されておりますので、御注意ください。

○委員長 それでは、審査に入ります。まず、議案第1区分、議案第1号、柏市一般職任期付職員採用条例の制定について、議案第2号、柏市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 おはようございます。議案第1号についてお尋ねをいたします。所長職をあらかじめ、動物愛護センターでございしますが、所長職に匹敵するような職員をあらかじめ採用の段階から任用するということはできなかったのでしょうか、お示しください。

○次長兼人事課長 動物愛護センターの所長職ということなんですけども、保健所、市のほうで業務を行うに当たって、平成20年から行っているんですけども、その後から獣医職については採用をしまして、現在市の職員で13名いるんですけども、その都度採用を行っているんですけども、まだ経験あるいは年齢から、まだそこに達していないということで、現在こういう所長職については、この条例をもって採用していきたいということに考えております。以上です。

○内田 つまりどうしても当初から所長職を見込んだ採用というのはやむなく困難だったということで確認をいたします。本案は賛同するものでございますので、答弁はこれは結構でございます。

同じく第1号につきましてでございますが、行政退職者を、OBを採用することが基本方針となっているのでしょうか、お示しください。

○次長兼人事課長 行政職員のOBを採用とする、前提とするということは全くご

ざいませぬ。やはり必要とする専門的な知識、経験、そういったものに着目して採用していこうとするものでございませぬ。以上です。

○内田 それから、これはあくまでも民間からの採用というのも一つの方法としては考えられるのでしょうか、お示しください。

○次長兼人事課長 そのやはり専門的な知識、経験に着目して、やはり民間のほうでそういった知識、経験持っている方がいるということであれば、当然それはそういった部分を想定した内容でございませぬ。以上です。

○内田 この条例は、本会議でも議論がございましたけれども、動物愛護センターだけに特化するということではございませぬので、民間の採用というか、あともう一つは任期付一般職ということもございませぬので、この任期付の期限に過剰依存してしまうことで有期雇用を過剰にふやさぬということを原則に本条例の運用に努めていただきたいことを御要望申し上げます。

続きまして、議案第2号についてでございませぬ。まず、消費税を導入するに当たってでございませぬが、過去導入したときと増税をしたときと今回とあるわけですが、今回との大きな今までの違いは、今回は9月議会で審議させていただきました各施設の利用料の改定で増額になる施設があるということにございませぬ。過去2回増税時と導入時、消費税導入時はそれぞれの施設の料金改定というのは同時に行われていたのでしょうか、お示し願ひませぬ。

○財政課長 過去の引き上げ時には、料金の原価の改定というものは行っておりませぬでした。以上でございませぬ。

○内田 これは総務委員会に分割ではなく一括付託ということにございませぬので、あらかじめ財政課のほうには御相談差し上げて、幾つかのシミュレーションを御提示いただきたいと思っておりますが、今回9月議会で審議させていただきました関係で、幾つかの施設が料金改定において一部施設が増額になる施設にございませぬ。この料金改定そのものが増額になった場合、消費税が上乗せで増税になったとしますと、現行の料金改定と、それから4月からの料金改定で消費税増税によるものと、あとは一般的に料金が改定して増額になる施設、この増額になる施設の消費税増税にした場合を現行の料金と比較して、幾つかシミュレーションして、どれくらい現行と変わるのかということにちょっと幾つか実例をお示しいただきたいと思ひませぬ。

○財政課長 例えは前回の議会で改定になりましたのは近隣センターの料金とスポーツ施設の料金にございませぬけど、例えは近隣センターの体育館などにございませぬと、改定前が1,200円だったところが料金の改定で1,850円ということに、消費税増税後の金額にございませぬけれども、650円増額、率にしまして54%の増というようにもございませぬ。それから、例えはほかの例で申し上げますと、例えは会議室で900円だったようなものが1,090円ということに190円、21%の増と、こういったものもございませぬ。それから、スポーツ施設の例にございませぬけれども、例えは体育館のアリーナ、一般の料金が180円だったところが料金改定も含めて、消費税の増も含

めまして270円ということで、これは50%の増ということでございます。ただ、スポーツ施設等に指定管理を導入したようなものにつきましては、やはり料金改定を適切にやれないと指定管理者のほうの持ち出しということで影響がございますので、こういったものは適切にやっ払いこうという考えでございます。以上でございます。

○内田 あと、この中で複数教育委員会が所管している施設があるかと思うんですけども、使用料、手数料に関係する今回増税の幅でございますけれども、そういう意味ではほかにも手数料、使用料を徴収する施設が多数ございます。教育委員会のところにちょっと特化していきたいんですが、教育委員会で例えば市立高等学校なども授業料は使用料という取り扱いでございますが、これは非課税取引、課税取引とは位置づけていないわけでありまして。これは教育活動でございますので、当然のことだと思えますし、これを課税取引の対象としていなかったことは歓迎するものでございますが、一方では同じ教育委員会が所管する社会教育の部分、スポーツ施設や公民館、沼南も含めてについては、課税取引という位置づけになっているようでございます。教育委員会所管の分については、課税取引、増税対象の施設とすることには若干の疑問はあるわけでございますが、消費税制度そのものに対しては私は批判的な立場ではあるんですけども、やむなく百歩譲ってどうしても法的にこれが適切に課税しなければならないというのであれば、教育委員会所管の施設については課税取引と位置づけないということも必要だったのであると思うんですが、その辺の御検討というのはなさったんでしょうか、お示してください。

○財政課長 消費税法の予定しているところの課税取引や非課税取引、規定でございます。そういった中で、やっぱり民間との競合するような選択的なサービス、こういったものは一般的に課税取引ということで規定ございますので、そういった中で対応でございます。先ほど申し上げましたとおり、また指定管理者導入しているような施設につきましては、やはり適切に転嫁することは必要なかというふうに考えてございます。以上でございます。

○内田 消費税でございますので、そのどこを課税取引、非課税取引とするのか、手数料なんかは人件費相当額分に当たる場合は非課税取引となっているわけでありまして、使用料については、とりわけ教育施設等については今後消費税の増税というのは9月議会で使用料の改定というのを議論する際に、ある程度消費税の増税の可能性というのは国会等でも議論があったわけでございますので、そういう意味では指定管理者へのいろいろな御配慮もあろうかと思いますが、9月議会で消費税が増税されるだろうとわかっている中で、教育施設も含めまして利用料の改定の議案を御上程いただいたのは、私はちょっと拙速だったのではないかと思います。これは本件と直接関係しませんので答弁はいただかなくて結構でございますが、本委員会でこのような意見がありましたことをぜひ委員長報告の中に反映していただければということをお願いいたしまして、議案第1区分に対する私の質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○日下 今、内田委員から質問がありましたけれども、9月に近隣センター、運動

場などの値上げがありまして、例えばその今近隣センターの体育館ですと、9月には1,200円が1,800円になって、今度は1,850円になるということですね。そういう形で2段階、2回の引き上げということになります。非課税と課税取引のものについて、まず課税取引になるものはこの中で何ですか。

○財政課長 今回の条例改正の中では、使用料が基本的には課税取引だということ認識しております。以上でございます。

○日下 ということは、全てということですか。

○財政課長 今回条例改正をお願いしている使用料につきましては、基本的には課税取引だということでございます。

○日下 じゃ、その例えば近隣ですと我孫子は水道料金と下水道料金しか今回上げていないんですけれども、その違いというのは何ですか。

○財政課長 我孫子市の考え方直接聞いたわけではございませんけれども、基本的には消費税につきましては消費者が最終的に負担するというので、予定されている税でございますので、基本的には取っていくものだろうというふうには考えてございます。以上でございます。

○日下 ちょっと私の解釈が間違っていたのかもしれませんが、私はいわゆる法的な課税取引の対象になるのは水道料金と下水道料金なのかなと、それ以外は非課税取引の対象で、要するにみなし、これ財政の方から聞いたんですけれども、みなし控除特例といって、それに値するものではないかなというふうに私は解釈していたんですね。だから、我孫子市は今回水道料金と下水道料金しか条例改正をしないんだというふうに解釈したんですが、違うんですか。

○財政課長 消費税法の特例のみなし税額控除につきましては、いただいた税と市が負担する消費税、これがイコール、みなしでイコールだということで申告が免除されるという仕組みでございます。以上でございます。

○日下 それはどういうものですか。

○財政課長 基本的に一般会計においても資産の譲渡、この場合使用料の徴収等になるかと思っておりますけれども、こういったものは基本的には消費税いただくと、あとそれにあと市が行う行政活動についても、やはり委託料なり物件費なりで消費税を払っているわけでございます。ここでいただいた柏市が徴収している想定税額と柏市が払っている消費税、これが同額、基本的には行政活動でございますから利益と見込んでいませぬので、これについてはやっぱりいただくものよりも当然払うほうが当然多いだろうという想定なんだろうと思うんですけれども、そういった中で申告が免除されているということでございます。決して非課税だということではございません。以上でございます。

○日下 ちょっと私の理解が不十分なのかもしれませんが、説明書には非課税取引の料金、主に手数料と書いてありますので、その使用料がどうなのかなというの私はちょっと解釈が正しくないかもしれません。ただ、その我孫子のケースと比較したときに、水道料金とか下水道というのは今回5%から3%に市民に賦課する

わけですね。でも、使用料ですとか手数料というのは実際にそのプラス3%分が法的に賦課されないのであって、要するに取らなくてもいいのではないかというふうに考えるんですが、違うんですか。

○**財政課長** 取らなくていいという規定はございません。基本的には課税されているという状況で我々動いています。これが課税しないということになりますと、実際我々利益求めてはおりませんけれども、課税標準、いわゆる原価のほうを値下げしているというような状況が生じるということです。この分について、市民の方に負担いただくと、選択的なサービスについて課税しているわけでございますから、負担の公平という中では、やはり課税するのが適正なんだろうというふうに考えてございます。以上です。

○**日下** この理由に、税率の値上げに伴うコスト増に対応しますということで、電気料金ですとか水道料金ですとか、そういうコストがかかるわけですね。それは当然取られるわけだから払うというのはわからないではないんだけど、例えば富勢運動場の使用料ですとか、こういうものというのはどういったコストがかかるんですか、それによって。

○**財政課長** 基本的には管理の委託ですとか、そういったことでかかってきます。基本的には指定管理者の業務でございますので、そっくり運営費については課税対象ということでございますので、そういった中で適切に上限額を上げていかないと、指定管理者のほうそれが全てかぶるとということで、これについては消費税の特別措置法などについて言われているように、値下げを強要するというようなことにもなりますので、こういったものには適切に課税していかなければいけないかというふうに考えてございます。以上です。

○**日下** この市民活動センターは、会議室は電気料金かなとか思ったりするんですけども、ロッカー使用料も上がるんですか。これもコスト、ロッカー使用料も上がるんですか。

○**財政課長** 今回の場合、市で直接管理ではないんですけど、指定管理ということで管理運営任せていますので、その契約金全て課税対象でございますので、そういった意味では課税取引、全て課税取引になっていますので、そういうところできちんと適切に転嫁させていただいているという状況でございます。以上です。

○**日下** 先ほど隣の我孫子市がと例挙げましたけど、ほかにもやっぱりこういう自治体はあるんですか。

○**財政課長** 近隣では我孫子市が今のところ見送っているということで、あとほかの団体については基本的には上げていくんだろうと、ただ全て確認したわけではないんですけど、ほとんどの団体は上げていくというふうには聞いてございます。以上です。

○**日下** 今度また8%が10%に上がったら、また上げるんですか。

○**財政課長** 基本的にはそういう対応をさせていただく予定でございます。以上です。

○日下 じゃ、最後にこれによるその影響額はどのぐらいになりますか。

○財政課長 今回消費税の引き上げに伴って料金等改定させていただいたもので、一般会計では2,400万円ほどを見込んでございます。また、水道とか企業会計も入れれば4億円程度ということでございます。また、それに係る柏市のほうの負担なんですけれども、一般会計での試算ですと、物件費等で課税仕入れでございますので、こういったものでは6億円程度の負担増が生じる予定でございます。以上でございます。

○日下 以上です。いいです。

○坂巻 確認を含めて何点かお尋ねします。この第1号ですけども、この任期付というのは、この任期はとりあえず何年というふうに、今回は定めます。

○次長兼人事課長 法律では5年以内という、5年を超えないとなっておりますけども、今回につきましては最初の採用につきましては一応3年を一応今めどに考えております。以上です。とりあえず3年の採用したいと思っております。

○坂巻 そうすると、またその方が必要、今いる職員の中でそこまで経験を達しないといえ、またさらに3年延びるといように考えているわけですか。

○次長兼人事課長 法律でトータルで5年を超えないとなっておりますので、例えば3年で採用して、その時点で市の職員の育成状態、育成というか経験状態とか見まして、もう少しそういった方に支援してもらわなくちゃだめだということであれば、その方を例えば5年以内なんで、もう二年更新ということではできますけども、それを超えては採用することはできないというふうに考えております。以上です。

○坂巻 じゃ、同じ方はトータルで5年を超えられないと、そしてもしそこまで市の職員が育っていない場合には、誰か次の方を見つけるというような考え方ですか。

○次長兼人事課長 最高5年ですので、その時点でやはり判断して、必要があればもう一度こういう形でどなたかお願いするということもあり得ると思います。以上です。

○坂巻 それと、議案の説明の中で、たしかこの仕事にはいろんな経験を含められているんで、民間の方は難しいんじゃないかという発言ありましたけども、今の答弁の中では民間の方も可能だと、そうするとじゃ可能と思われるそういう職種というか、そういうのはどんなになります。

○次長兼人事課長 今回の動物愛護センターの所長につきましては、動物行政全般を管理してもらおうというところで、やはり県や市の動物愛護センターの経験を持っている、獣医師資格を持っているということで、結果としてはそういった県や市のOBを前提に考えておりました、以上です。

○坂巻 ですから、とりあえず今回は民間は考えにくいという形で捉えていいわけですか。

○次長兼人事課長 今回につきましては、そういったふうに考えております。民間は少し今回の専門的な知識、経験については、行政のOBのほうの方がよりいいのではないかというふうに考えております。以上です。

○坂巻 それと、じゃ今回はこれはこれとして、次にこういうような一般職の任期付職員を採用するというようなことはあり得るんですか。例えば例としてどんなことがあるか。

○次長兼人事課長 今、具体的にこういった職務といたるところまで詰めているわけではございませんけれども、近隣市ではもう既に条例をつくって採用しているところがございます。そういったところの例をちょっと見てみた場合には、やはり情報技術の関係ですね。ITの関係であるとか、あるいは危機管理の関係でとかいうことで採用されている市もございます。柏市がそれで採用するという事はないんですけれども、ほかの事例を見ますと、そういったところで採用されています。そういったことも含めて今後必要があるかどうかを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○市村 議案の第2号ですけども、この表を見ると全部こう一律に値上げをしていくということであるんだけど、柏市の駐車場経営なんか見ると、皆さんたちは後手後手に回って行って、昔は時間幾ら、1時間400円、ところが民間は30分幾らになり、20分幾らになり、今は10分幾らになり、また一日最大1,200円とか、非常に一つの料金に対して幅をとって、今まで取れなかった部分からももらえる、そういう効果を狙ったアイデアが多いんですよ。そうすると、例えばスポーツ施設にしても、2人で野球の練習をやっても幾ら、1チームあれば15人かい、登録するのに。野球やったことないからわかんないだろうけど、9名でやるんだけど、試合やる場合は15人以上、15人の登録が必要だと、それでも料金は同じ。

そうすると、例えば体育館なんかでも何名まで利用の場合には千八百幾らで、そこから一人ふえるごとに50円とか100円とか、それでテニスなんかはひどいのは、テニススクールを開催しているんですよ、毎日。税金払っているのかどうか知りませんが、10名、20名集めて商売やっているわけですよ。それから、近隣センターでカラオケ教室やってお金集めているのもいる。だから、こういうことを一歩前進して、今度これ財政課のほうに各課から回ってきてこういうふうになったんだと思うんだけど、もうちょっと各課が工夫して、より利用者にも理解でき、また皆さんが納得できるような収税効果がある方法をもう一度考えてもらいたい。今、簡単に4億円と言ったけども、4億上がれば中学生以下の医療費の無償化は可能だし、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドでどこかでこういう知恵を出し合って、次の目的に向かっていくべきだと思うんですね。

ですから、この全般について私は了承しますが、この次の値上げまでにはもうちょっときめ細かく、体育館でも例えば卓球2人でやっても幾ら、40人でやっても同じ料金という考えじゃなくて、僕らもテニスやっていると、そういう料金体系になるんですよ。1面1時間幾らで、それで何名以上使用する場合にはそれに1人当たりまた1,000円ですとか500円ですとか足していくんですよ。ですから、各課が所管している市場もあるし、いろんなどころがあるから、一概には言えないけども、もう一工夫民間の駐車場を例にしたようにすれば、もっと効果が出るんじ

やないかと思えますので、それだけです。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 議案第1号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第14号、平成25年度柏市一般会計補正予算、
当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 議題となりました議案第2区分、議案第14号についてでございますけれども、お尋ねしたい点が2点ございますんですが、一括でもよろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○内田 まず1つは、今回LED照明にかえるということでございますけれども、
これで電気料金というのはどれくらい下げ幅が期待できるのかということがまず1
つでございます。

もう一点については、今後、今回1階、庁舎の、本庁舎の1階ということござ
いますけれども、これが将来的なLEDへの変更の計画みたいなものというのがあ
れば、お示しいただきたいと思えます。以上です。よろしくお願ひします。

○資産管理課長 まず初めに、電気料の比較なんですが、今蛍光管のLEDとい
うのがいろんなメーカーから出ていまして、私どもの試算したところ、単純に年間の
電気料を比較しますと半分以下に落ちるといふ試算が出ております。それから、今
回補正で1階部分の工事費を積算して上程させていただいたんですが、来年度以降
につきましても、とりあえず来年度につきましても2階の部分、再来年度以降につ
きましても3層以上ということ、段階的に整備させていきたいというふう
に考えております。以上です。

○内田 安価にもなるということで、LED自体も大分こう安価にはなっ
てきているし、さらに電気料金も値下げになると、しかも本庁舎については現在でもPPS
でございましたっけ、契約でだったと私は認識しているんですが、そういうこう多
角的な、そういう環境面にも配慮したような格好で改修して交換していただ
くということであれば、賛同できるものと考えておりますので、よろしくお願ひい

たします。これをもちまして議案第2区分に対する私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○永野 確認程度なんですけども、防犯灯に関しては24年末でたしか8%とか、そういうような普及率というか、LEDの議場でそういうような話があったかと思うんですけども、公共施設というのは今んところ進捗というか、それはどの程度進んでいるんですかね。

○資産管理課長 私どもの所管しております本庁舎につきましては、こちらの本庁舎についてはまだ非常に少ない状態です。高層棟の4階部分の環境部の施設のフロアを交換した程度でございます。あと、別館につきましては約30%、主に電球ですね。ダウンライトとか、あとトイレ照明について設置させていただいております。あと、分庁舎に都市部が入っている施設なんですけど、こちらにつきましては約16%という状況でございます。以上です。

○永野 たしかことしの6月でしたっけ、橋口さんが言われていましたね。リース方式とか、そういうのも検討されるというか、言われていたと思うんですけど、その点に関して今後の考え方で、先ほど内田さん言われていましたけども、改めて伺いたいんですけど。

○資産管理課長 御指摘のとおり、リースということも当然選択肢として考えております。ただし、今回の補正につきましてはちょっと、工事期間とか1月から3月、短い期間でございましたので、今回は市の直接工事ということで考えさせております。ただ、リースということで先進市でもそういったとても効率的な結果も出ておりますので、それらを参考にさせていただいて、全体で、中で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○永野 以上です。ベストな方法を選んでいただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決をいたします。

○委員長 議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

これより請願の審査に入りますが、審査に関係しない執行部の方は退席をされて結構です。お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

○委員長 請願40号、自衛官宿舎の家賃倍増の中止を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、意見書の提出を求めるものでありますので、特に意見があれば、

これを許します。

○市村 要するにこの文章を読むと、大規模災害時に自衛隊が速やかに初動対処できるということで、確かに大変な活躍をされていますけども、そのほか消防もあるし、海保もあるし、警察もあるし、それでそもそもこれ何で家賃を上げるかというところ、恐らく私の想像するところ国が財投のお金でアパートどんどん、どんどんつくって、返済もしないですとぼけていて、やはりこれは家賃払わなきゃだめだと、これ郵便局が引っこ抜いたお金で建てたわけでしょうと想像するんですよ、公務員宿舎というのは。だから、お金はやはり自分たちが使ったら家賃分払わないとき、だからこれ40号の方が自衛官宿舎の家賃倍増中止というのは、自衛官宿舎だけというわけにいかないんだよね。海保だって自衛隊のもっと最前線で活躍している場合もあるし、警察庁だって消防庁だって、だから私はちょっとこれ賛成できないなということで、反対という立場、中間はよくないと思うんで、反対という立場をとりたいたと思います。

○内田 要旨、主旨のところでございますが、有事ということと災害時、実際震災などの災害時、2つ記述してございまして、本市の地域防災計画ではこれは同一に取り扱われているわけでございます。これについても若干疑問は残るところであります。今回はその有事と防災、災害ということに分けているということでございまして、これは有事についてはまさしく他国に対してはナショナリズムとか、そういうさまざまなことをあおる懸念もございまして、また有事ということに特化をしている。公務員宿舎の値上げに反対するということでございまして、平和の理念からは大きく乖離するのではないかと考えるところでございますので、賛同はいたしかねるところでございます。以上でございます。

○山中 確かにこれ果たして国がこれだけ分けて、これだけを安くする現状のままできるのか、できないのかわかりませんが、ただ今自衛隊の置かれている立場とかとなれば、いざというときと、いざはあっちゃいけないというのは確かにそのとおりのことなんでしょうけども、これもわかるような気がします。可能か不可能かわかりませんが、特に今の自衛隊の人たちのあれを見れば、もちろん一般の柏市の職員だって、災害のときにはその集まる場所に少なくともどのぐらい集まるとかという議論されているわけですから、そのとおりのことなんでしょうけども、ただ自衛隊のことなので、いざというときと、いざはあっちゃいけないのかなというのがありますので、私はいいのかなと思っています。以上です。

○日下 結論先に言いますと、賛成です。（私語する者あり）もちろん自衛隊が違憲だという立場は変わりませんし、自衛隊の海外派兵についてはもちろん反対なんですけれども、ここにも書いてありますように、やっぱり災害時の機能性を考えますと、これはやっぱり必要なんではないかという立場で賛成します。ただ、ちょっと紹介議員の誰だったっけ、「上橋さん」と呼ぶ者あり）上橋さんか、上橋さんに聞いたところ、ほぼ要望が何か実現したような、そういう話は聞いておりますけれども。（「別に市議会で考えることじゃない。よかったよ、同じじゃなくて。内

田君と一緒にになったからいいけど」と呼ぶ者あり)

○委員長 大分意見がまとまってきたんじゃないかと思imasuので、これより採決をいたしたいと思imasuが、よろしいでしょうか。

○委員長 請願40号について採決をいたします。

本件について採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

執行部の方は退席をされて結構です。お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定いたしました。つきましては当委員会の閉会中の開催について御協議を願います。委員会の開催及び開催日程についていかがでしょうか。（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

では、閉会中の委員会の開催については、日程等含め正副委員長に一任を願います。（「12月議会で市長が言っていること、さっぱりわかんないんだけど、そのまま予算に入って数字に出てくるんだから、この次の委員会のときはある程度こちらの委員会でその数字的なもの、事業的なものわかるようにしておいてくださいよ」と呼ぶ者あり）来年度予算についてということ。（「もちろんそうよ。本来だったら12月でもうほぼ、もうまとまって、ここから先は修正の時期に入るわけだけでも、全く出ていないし、何をやるかもわかんないんだから」と呼ぶ者あり）わかりました。もし閉会中審査を仮に開催するという場合は、（「場合はね」と呼ぶ者あり）わかりました。（「なけりゃなくたっていいけど」と呼ぶ者あり）わかりました。

では、委員長、副委員長に御一任をいただいたということで、ちょっと協議をして検討させていただきたいと思います。

○委員長 次に閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前 10 時 45 分閉会